

千葉県告示第1059号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、児童福祉法第21条の5の25第1号の規定により告示します。

令和5年12月27日

千葉市長 神谷俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
ミライエ土気 千葉県緑区土気町1 729-118折原 ビル3階	U株式会社 東京都港区赤坂5-3- 3赤坂ザレジデンス 代表取締役 黒田 渉	令和6年 1月1日	1250102512	児童発達支援、放課後等 デイサービス